

市原市空堀遺跡

—一般県道日吉誉田停車場線埋蔵文化財調査報告書—



平成11年3月

千葉県土木部

財団法人 千葉県文化財センター

序 文

財団法人千葉県文化財センターは、埋蔵文化財の調査研究、文化財保護思想の涵養と普及などを主な目的として昭和49年に設立され、以来、数多くの遺跡の発掘調査を実施し、その成果として多数の発掘調査報告書を刊行してきました。

このたび、千葉県文化財センター調査報告第373集として、一般県道日吉菖蒲停車場線の県単局部改良工事に伴って実施した市原市空堀遺跡の発掘調査報告書を刊行する運びとなりました。

この調査では、縄文時代早期の土器が出土するなど、この地域の歴史を知る上で貴重な成果が得られております。

刊行に当たり、この報告書が学術資料として、また埋蔵文化財の保護に対する理解を深めるための資料として広く活用されることを願っております。

終わりに、調査に際し御指導、御協力をいただきました地元の方々を初めとする関係の皆様や関係機関、また、発掘から整理まで御苦労をおかけした調査補助員の皆様に心から感謝の意を表します。

平成11年3月31日

財団法人 千葉県文化財センター
理事長 中村好成

目 次

挿図・図版目次

I	はじめに	2	第1図 空堀遺跡と周辺の遺跡	3
1	調査の経緯と経過	2	第2図 調査区と周辺の地形	4
2	調査の方法	2	第3図 トレンチ位置図	5
3	遺跡の位置と周辺の遺跡	2	第4図 トレンチ土層断面図	6
II	調査内容	6	第5図 出土縄文土器	9
1	基本層序	6	図版1 調査内容と出土縄文土器	
2	トレンチ	7		
3	出土土器	8		
III	まとめ	10		

報告書抄録

凡 例

- 1 本書は、千葉県土木部による一般県道日吉菖蒲停車場線県単局部改良に伴う埋蔵文化財の発掘調査報告書である。
- 2 本書に収録した遺跡は、千葉県市原市金剛地1,247-15ほかに所在する空堀遺跡（遺跡コード 219-077）である。
- 3 発掘調査から報告書作成に至る業務は、千葉県土木部の委託を受け、財団法人千葉県文化財センターが実施した。
- 4 発掘調査及び整理作業は、調査部長沼澤豊、南部調査事務所長高田博の指導のもと、主任技師加納実が下記の期間に実施した。

発掘調査 平成10年12月1日～平成10年12月15日

整理作業 平成10年12月16日～平成10年12月28日

- 5 本書の執筆・編集は、主任技師加納実が行った。
- 6 発掘調査から報告書の刊行に至るまで、千葉県教育庁生涯学習部文化課、千葉県土木部、市原市教育委員会ほか多くの方々から御指導、御協力を得た。
- 7 本書で使用した地形図は、下記のとおりである。
第1図 国土地理院発行 1:25,000地形図「海士有木 (NI-54-19-16-1)」
- 8 本書で使用した図面の方針は、すべて座標北である。

I はじめに

1 調査の経緯と経過

千葉県土木部によって、一般県道日吉皆田停車場線の局部改良工事が計画され、事業地内の埋蔵文化財の取扱いについて関係諸機関が協議した結果、記録保存の措置を講ずることとなり、財団法人千葉県文化財センターが発掘調査を実施することとなった。

発掘調査は、平成10年12月1日から事業範囲258m²の確認調査を実施した。確認調査の結果、縄文時代早期の遺物の分布が認められたが、包含層を確認するには至らず、本調査は行わなかった。上層の確認調査に続き下層の確認調査を実施したが、遺物は確認されず、平成10年12月15日に調査を終了した。引き続き、平成10年12月16日から整理作業を行い、平成10年12月28日に作業を終えた。

2 調査の方法

確認調査対象面積258m²のうち28m²の確認調査トレンチの設定を行った。県道の西側の調査区を西区、東側の調査区を東区と呼称し、確認調査トレンチを設定した。

トレンチの設定位置の決定は困難であった。これは、調査範囲が県道の拡幅部分であったため、調査範囲の幅が、狭い地点では50cm程度であり、広い地点でも4m弱というものであったことが最大の要因である。しかも、県道日吉皆田停車場線は、長生郡市と千葉市域を結ぶ道路であるため、大型車をはじめとする車両の往来が激しく、調査区が位置するカーブ地点は見通しが悪く、車両事故が頻発する地点であった。このため、調査期間中は、単管パイプによる安全柵を設置することとなった。道路舗装部から最低でも50cm程度の間隔を保ち、調査区の内側に安全柵を設置せざるを得なかつたため、トレンチを設定することのできる範囲は一層限定されてしまうこととなった。

調査区の東側（東区）の現況は杉林の部分が多くかった。この杉は、高さが15m～20mに及ぶ大木であり、直径50cm以上にも及ぶ切り株が、約1.5m程度の間隔で調査範囲内に乱立していた。したがって、トレンチは上述のような狭い範囲内で、切り株の周辺を避けるように設定しなければならなかつた。さらに、単管パイプの埋設部分を避けなければならない点や、調査区に隣接する畑への排土の流出の懸念、調査区に隣接する植木の根への配慮等、トレンチの設定は困難を極めると同時に、1m×1m程度の規模を確保するところが精一杯であった。

このような状況のもとに設定した確認調査トレンチの配置を第3図に示した。西区には8か所のトレンチを設定した。北側から第1トレンチと呼称し、最も南側のトレンチが第8トレンチとなる。東区は、北側のトレンチが第9トレンチ、南側のトレンチが第10トレンチとなる。

報告に際してトレンチの名称は、事実記載中では第1トレンチなどと記すが、挿図中では1Tなどと略して記すこととした。

3 遺跡の位置と周辺の遺跡

空堀遺跡は市原市金剛地1,247-15ほかに所在する。市原市は、房総半島の中央部から東京湾に向けて、ほぼ南北に市域を有し、その長さは約35kmにも及ぶ。市域の中央には養老川が流れ、下流域の右岸は市原

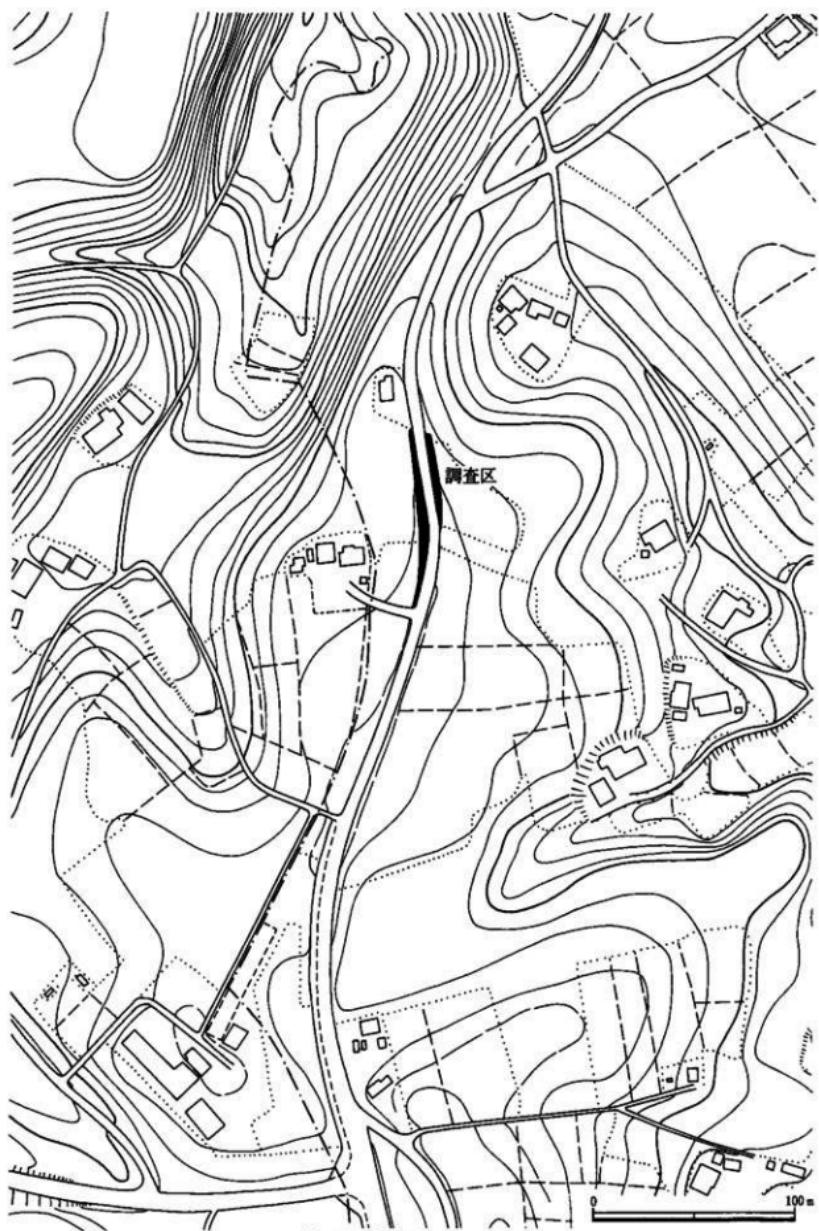


第1図 空堀遺跡と周辺の遺跡

台地と呼ばれ、台地北側には村田川が流れている。

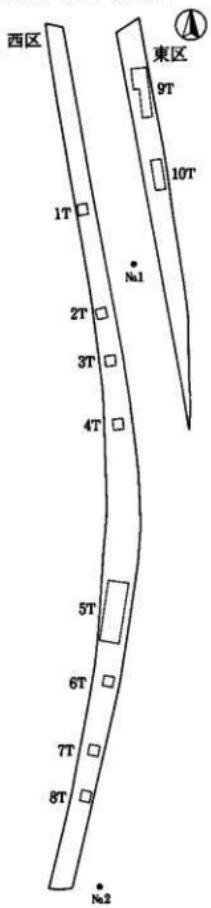
今回調査した空堀遺跡は、村田川上流域の左岸に位置する。村田川は長生郡長柄町權現森付近を源流とし、東京湾に向かう全長約25kmの河川である。空堀遺跡は、村田川流域の市原市瀬又付近から南に延びる支谷の先端部上の台地に位置する。空堀遺跡の位置する台地の幅は約700mであり、標高は約97m、支谷の標高は約68mであり、その比高差は約30mにも及ぶ。

村田川上流域の台地上は、縄文時代を中心とする時期の包蔵地として知られているが、既調査の遺跡は極めて少なく、実体は不明な点が多い。かろうじて奈良大仏遺跡A地点¹⁾、奈良大仏遺跡B地点²⁾が知られている程度である。奈良大仏遺跡A地点では、縄文時代中期加曾利EII式期の堅穴住居跡が3軒、縄文時代の土坑が30基、平安時代の堅穴住居跡が1軒検出され、このほか縄文時代早期の燃糸文土器も出土している。奈良大仏遺跡B地点では縄文時代の土坑が1基検出され、このほか縄文時代早期の燃糸文土器・沈線文土器・押型文土器・条痕文土器、縄文時代前期の竹管文土器や、中期の五領ヶ台式土器なども出土している。なお、近年ではやや下流の東国吉周辺で、大規模な開発に伴う発掘調査が行われつつあり、旧石器時代から中世に至る遺構・遺物が検出されている。しかし、村田川下流域と比較すると、上流域での考古学的成果は極めて限られたものであり、今回の空堀遺跡の調査は当地域の歴史を知る上で、貴重な成果であるということができる。

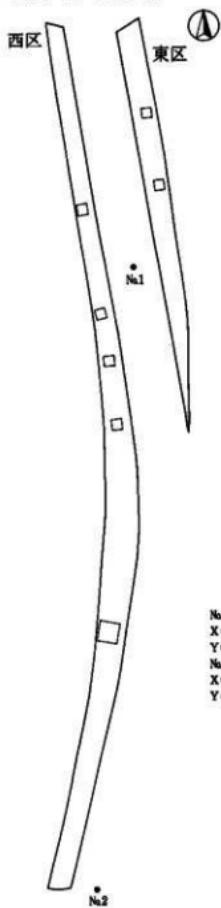


第2図 調査区と周辺の地形

上層トレンチ配置図



下層トレンチ配置図



N_o1
X = -57235.475
Y = 36441.955
N_o2
X = -57295.926
Y = 36439.262

0 50 m

第3図 トレンチ位置図

なお、空堀遺跡は周辺の台地上の平坦部を網羅するかたちで認識されている²⁾。縄文土器の包蔵地とされ、周辺の台地上も、おむね縄文時代の包蔵地として認識されているが、細かな時期等は明らかにされていない。

注 1 大村直 1992『市原市奈良大仏遺跡』（財）市原市文化財センター

2 前掲注 1

3 千葉県教育委員会 1987『千葉県埋蔵文化財分布地図(3)－市原市・君津・長生地区－』

II 調査内容

1 基本層序

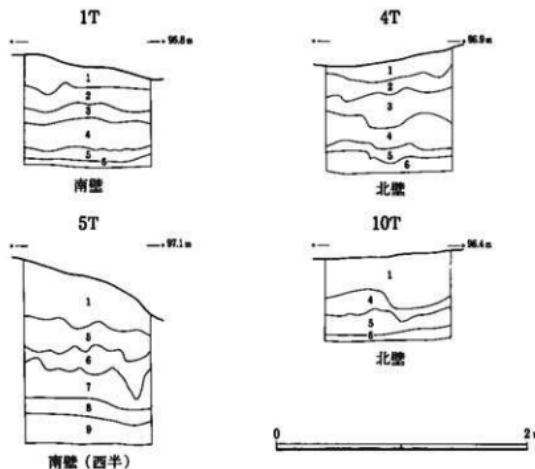
空堀遺跡の基本土層は、上層については第4トレンチ北壁の観察結果を、下層については第5トレンチ南壁の観察結果を充てることとした（第4図）。なお、ここで用いる立川ローム層の層序の呼称方法は、当センターで一般的に用いられている区分³⁾に準拠している。これを記すと、

1 表 土

2 黒褐色土 砂質の黒褐色土を主体に少量の暗褐色土を含む。耕作土を起源とする土層。

3 明褐色土 新期テフラ（明褐色土）を主体に少量の暗褐色土を含む。

4 黒褐色土 少量の黑色土。ローム粒を含む。



第4図 トレンチ土層断面図

- 5 漸移層
 - 6 Ⅲ層
 - 7 Ⅳ層・Ⅴ層
 - 8 Ⅵ層（ATの混入量は市原台地上の層と大差ない）
 - 9 Ⅶ層
- となる。

2 トレンチ

第1トレンチ・第2トレンチ・第3トレンチ・第4トレンチ（第3図）

西区の北半に設定したトレンチである。第1トレンチの南壁で土層観察を行った（第4図）。表土（1層）下には、黒褐色土（2層）が堆積していた。この黒褐色土は砂質でしまりに欠け、耕作土を起源とするものと考えられる。古代の堆積層が耕作により擾乱した層であるのか、中世以降の堆積層であるのかは不明である。黒褐色土の下には明褐色土（3層）が堆積していた。この層は市原台地上で散見される新期テフラ²³と呼ばれる層と同質であり、縄文時代後期中葉に堆積した可能性が高い層である。明褐色土の下には黒褐色土が堆積していた。この層は市原台地上での縄文時代の包含層に類似するが、市原台地での縄文時代包含層に比べ、暗褐色土の混入が著しく劣るという差がある。黒褐色土以下は、漸移層をはさんで立川ローム層へ移行する。

第2トレンチの表土直下から縄文土器が出土している（第5図1・2）。原位置を保っていたわけではないが、風化等による磨滅は進行していない破片であった。第4トレンチの表土直下からも縄文土器が出土している（第5図3）。この破片も、原位置を保っていたわけではないが、風化等による磨滅は進行していない破片であった。第1トレンチ・第3トレンチからは遺物は出土していない。また、いずれのトレンチからも遺構は検出されなかった。

土器片の出土した第2トレンチ・第4トレンチは、前章で述べたような杉の切り株が乱立する地点であったため、拡張することはできなかった。

第5トレンチ（第3図）

西区の南半は、道路と畑に挟まれた部分である。道路と畑の比高差は約1.5m程度あり、道路の方が高い。道路から畑へ連なる斜面部が調査範囲であり、耕作物が植えてある畑への排土の流入が懸念された。よって、規模の大きなトレンチを設定することができなかった。第5トレンチはこのような状況の中、設定可能な最大限の規模を確保したトレンチであり、2m×6mの規模である。

土層は2層・3層・4層が認められなかった。先述の道路と畑の比高差は自然に形成されたものとは考えがたいことから、人為的に土層が削平された可能性が高いと思われる。第5トレンチからは、遺構・遺物ともに確認することができなかった。

第6トレンチ・第7トレンチ・第8トレンチ（第3図）

西区の南半に設定したトレンチである。第1～第5トレンチに比べて表土の層厚が厚く、70cm～80cm程度の層厚を有していた。隣接する第5トレンチの様相と異なることから、ボーリング棒により表土以下の様子を調べたところ、コンクリートの感触を得たため、さらに掘削したところ、排水溝が検出された。これは第6トレンチ・第7トレンチ・第8トレンチに認められた。ボーリング棒により、この排水溝は第5

トレンチの南側付近までのびていることが判明した。いずれのトレンチも遺物は出土しなかった。

第9トレンチ（第3図）

東区の北側に設定したトレンチである。調査区に隣接する私有地の植木の根を傷めないために、トレンチの幅は1mを確保するのが限界であった。1m×4mの規模のトレンチである。土層は2層・3層が認められなかった。東区は緩斜面から谷底に連なる部分に位置しているために、2層・3層は流出してしまったものと考えられる。トレンチ北側の表土直下から土器片が多く出土した。したがって包含層の有無を確認するために、1m単位で西側と北側にトレンチを拡張したが、土器片は出土しなかった。遺構も確認できなかった。

第10トレンチ（第3図）

第9トレンチの南側に設定したトレンチである。第9トレンチと同様に、調査区に隣接する私有地の植木の根を傷めないように、トレンチの幅は1mを確保するのが限界であった。1m×3mの規模のトレンチである。土層は第9トレンチと同様で、2層・3層が認められなかった（第4図）。第10トレンチからは、遺構・遺物ともに確認できなかった。

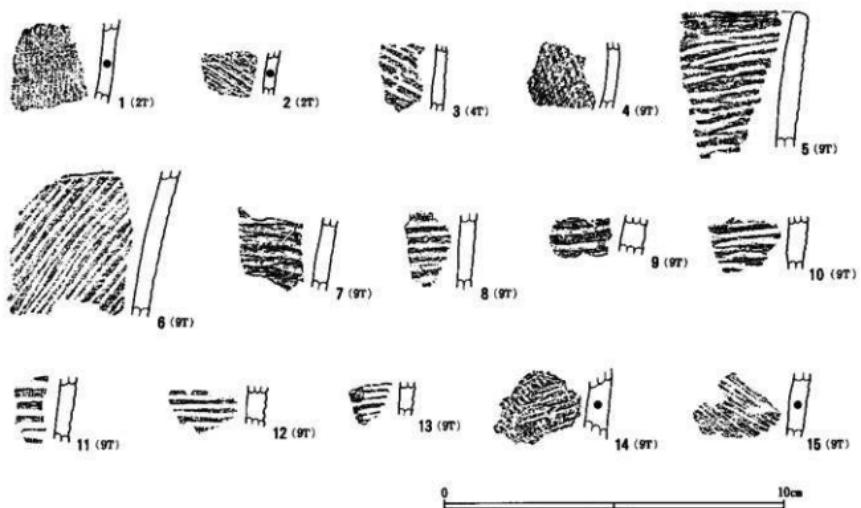
第10トレンチ以南は、安全柵の埋設部分と私有地の植木との間隔が1m未満の部分が大半であった。この範囲で最も調査区の幅が広い部分は第10トレンチ南側の部分であったが、この部分は私有地への進入路であったため、第10トレンチ以南にトレンチを設定することはできなかった。

上層の確認調査の終了後、上層のトレンチを利用しながら下層の確認調査を行った（第3図）。トレンチの規模が1m×1mのものが主体であったため、トレンチ内での調査は身動きさえもままならない状態であった。したがってトレンチ内での掘削作業は困難を極め、いずれのトレンチも7層下面で掘削を終了せざるを得なかった。いずれのトレンチからも石器等は出土しなかった。

3 出土土器（第5図）

空堀遺跡から出土した土器はすべて縄文土器である。ここではそのうち図示可能なものの全点（15点）を提示する。

1・2は第2トレンチから出土した土器で、内外面ともに条痕が認められる。内面の条痕は器表面の条痕に比べ、まばらに認められる。繊維の混入量は少量で、焼成は良好である。条痕の様相から、条痕文系土器群のうちでも新しい段階に属するものとは考えがたい。おそらく田戸上層式土器（新段階）から子母口式土器・野島式土器に伴うものと思われる。3は第4トレンチから出土した土器で、田戸下層式土器である。4は第9トレンチから出土した土器で、単節RLの縄文が施される。撚糸文系土器群に伴う可能性もあるが、空堀遺跡からは沈線文系土器群しか出土していないので断定はできない。沈線文系土器群には、東海地方では少量の縄文が施された土器群が伴うようであるが、関東地方では判然としない。時期不明の土器片である。5～13は第9トレンチから出土した土器で、田戸下層式土器である。14・15は第9トレンチから出土した土器で、1・2に極めて類似する。1・2と同様に条痕の様相から、条痕文系土器群のうちでも新しい段階に属するものとは考え難い。おそらく田戸上層式土器（新段階）から子母口式土器・野島式土器に伴うものと思われる。



第5図 出土縄文土器

なお、図示不可能な小破片の縄文土器は、胎土・焼成から判断して、おおむね沈線文系土器群に伴うものと判断した。また、縄文土器以外の出土遺物としては、黒曜石のチップが1点、破碎した礫片が5点出土している。

注1 島立桂・新田浩三・渡辺修一 1992「下総台地における立川ローム層の層序区分」『研究連絡誌』35 (財) 千葉県文化財センター

2 近藤敏 1990「房総半島の新期火山灰の降下について」『研究紀要』II (財) 市原市文化財センター

III　まとめ

空堀遺跡からは、縄文時代早期の田戸下層式土器を中心とする沈線文系土器群が出土した。沈線文系土器群は、市原市域での出土例は希薄であることから、今回の報告は市原市域の縄文時代早期の分布図に新たな地点を加えることとなった。また、金剛地周辺での発掘調査は今回がはじめてであり、周辺の縄文時代の包蔵地とされている遺跡群の時期を知る目安にもなる。今回は道路拡幅に伴う狭い範囲の調査であつたため明確にすることはできなかったが、調査区周辺は比較的広範囲な緩斜面が展開しており、将来的には、炉穴や包含層が確認されるものと思われる。

空堀遺跡で確認された新期テフラ（3層）は、市原台地で確認されたものと同質な状態で検出され、下総台地では広範囲に堆積している可能性が予想される。新期テフラは後期中葉に堆積したと示唆されていることから、市原台地周辺の低地の調査のみならず、九十九里沿岸地域での検出を待てば、千葉県内の縄文時代の鍵層として活用される可能性が高い。そのような意味では、今回、金剛地地域で新期テフラが明確に確認された意義は大きいものと思われる。



調査区北から



調査区南から



第5トレンチ



第10トレンチ



第5トレンチ



第4トレンチ



調査内容と出土縄文土器

報告書抄録

ふりがな	いちはらしからぼりいせき							
書名	市原市空堀遺跡							
副書名	一般県道日吉菅田停車場線埋蔵文化財調査報告書							
巻次								
シリーズ名	千葉県文化財センター調査報告							
シリーズ番号	第373集							
編著者名	加納 実							
編集機関	財団法人 千葉県文化財センター							
所在地	〒284-0003 千葉県四街道市鹿渡809-2 TEL 043-422-8811							
発行年月日	西暦1999年3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コ一ド 市町村 遺跡番号	北緯 °'\"	東經 °'\"	調査期間	調査面積 m ²	調査原因	
空堀	千葉県市原市金剛地 1,247-15ほか	12219 077	35度 28分 59秒	140度 14分 06秒	1998.12.01 ~ 1998.12.15	258 m ²	一般県道日吉菅田停車場線単局部改良に伴う事前調査	
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
空堀	包蔵地	縄文時代	なし	縄文土器（早期）				

千葉県文化財センター調査報告第373集

市原市空堀遺跡

—一般県道日吉菅田停車場線埋蔵文化財調査報告書—

平成11年3月31日発行

編集 財団法人 千葉県文化財センター

発行 千葉県土木部
千葉市中央区市場町1-1

財団法人 千葉県文化財センター
四街道市鹿渡809-2

印刷 大和美術印刷株式会社
木更津市潮浜2-1-10